

高齢者の暮らしを応援！

## 地域包括支援センターだより

有田川町地域包括支援センターでは、金屋と清水の2カ所で、介護予防などの相談に応じています。

直通(金屋庁舎) ☎32-5102

(清水行政局) ☎25-1269

### 「電動アシスト機能付き自転車」で快適！ 購入経費を補助します

この事業は、在宅の要介護高齢者などに対し、電動アシスト機能付き3輪自転車を購入するための必要な経費を補助することで、高齢者が自立心を持って生活を送れるようにするためのものです。



#### ●利用対象者／次の項目のいずれかに該当する人

- ①有田川町に住所を有する満65歳以上の人で、介護予防・日常生活支援総合事業対象者および要支援(介護)認定者
- ②有田川町に住所を有する満65歳以上の人で、運転免許証を自主返納した人

#### ●補助金額など

自転車の購入経費および自転車の保険などに加入するために必要な経費が対象となり、対象経費(上限15万円)の4分の3(1,000円未満切り捨て)を補助します。  
※補助の上限は15万円×4分の3=11万2,000円です。  
※補助を受けることができるのは、1人につき1回限りです。

#### ●申請

自転車購入前に金屋庁舎長寿支援課まで申請してください。その際、ご用意いただくものは

- ・補助申請書
- ・販売業者からの見積書と購入予定品のカタログ
- ・運転経歴証明書(対象者②に該当する人)

#### ●その他注意事項

- ・購入補助を受けた人は、介護保険での電動カートのレンタルと併せて利用することはできません。ただし、疾病などにより著しく身体の状態が変化した場合を除きます。
- ・補助を受けて購入した自転車を目的に反して使用したり、譲渡したり、交換したり、貸し付けたり、担保に供した場合は、補助金を返還しなければなりません。
- ・購入から3年以内に、やむをえず自転車を処分する場合は、町への届け出が必要となります。また、処分する際に収入がある場合は、その全額または一部を町に納付していただきます。
- ・新規事業につき、利用状況などのアンケートにご協力いただきます。

### いきいき百歳体操ニュース

紀美野町との交流会を開催しました！



3月7日(水)、有田川町奥にある特別養護老人ホーム万笑(まんしょう)で交流会が開催されました。有田川町からは「奥区」「吉見区」「市場区」「長谷川区」「しゅり(修理川・松原)」の18人に、紀美野町から6グループ15人と職員4人に参加いただきました。

一緒にいきいき百歳体操をしてから、グループに分かれて座談会形式に。お互いの情報交換や日頃の楽しみなどを話し合い、終始にぎやかな様子でした。